

令和4年10月から 健康保険法の一部が改正されます

育児休業等期間中における健康保険料の免除要件が改正されます。

育児休業等期間中における健康保険料の免除とは被保険者から育児休業(または育児休業に準ずる休業)を取得する申し出があった場合に、事業主からの届出により、健康保険料が免除となる制度です。免除期間は、「育児休業の開始日の属する月から、終了日の翌日が属する前月まで」とされています。主な改正内容は次の2点です。

月額保険料

育児休業開始月の(1)同月末日が育児休業期間中である場合に加え、
(2)同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除となります。

(1)
改正前

■育休期間例:10月30日～11月1日(3日間)
10月→ 月末 | 11月→

免除 免除されない

(1)
改正後

■育休期間例:10月30日～11月1日(3日間)
10月→ 月末 | 11月→

免除(従来通り) 免除されない

(2)
改正前

■育休期間例:10月5日～10月22日(14日間以上)
10月→ 月末 | 11月→

免除されない 免除されない

(2)
改正後

■育休期間例:10月5日～10月22日(14日間以上)
10月→ 月末 | 11月→

免除 免除されない

賞与保険料

育児休業等を1カ月超(暦日で計算)取得した場合のみ免除されます。

改正前

■育休期間例:10月30日～11月1日(3日間)
10月→ 月末 | 11月→

免除 免除されない

改正後

■育休期間例:10月30日～11月1日(3日間)
10月→ 月末 | 11月→

免除されない 免除されない

■育休期間例:10月15日～11月20日(1カ月超)

10月→ 月末 | 11月→

免除 免除されない

パート・アルバイトの健康保険適用拡大の要件が改正されます。

パート・アルバイトの健康保険の加入条件が段階的に変わります。現行の加入条件のひとつである「継続して一年以上使用される見込みがあること」が廃止され、一般被保険者と同じく「2カ月を超える使用期間が見込まれること」が適用になります。

対象となる事業所

令和4年9月まで
従業員数
501人以上

令和4年10月から
従業員数
101人以上

令和6年10月から
従業員数
51人以上

加入対象者

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込がある
- 学生ではない